

令和元年度決算に基づく
静岡市公営企業
経営健全化審査意見書

02 静 監 第 691号
令和2年8月24日

静岡市長 田 辺 信 宏 様

静岡市監査委員 村 松 眞
同 白 鳥 三和子
同 山 根 田鶴子
同 山 本 彰 彦

令和元年度決算に基づく静岡市公営企業経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度決算に基づく静岡市公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）に基づいて審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和元年度決算に基づく静岡市公営企業経営健全化審査意見

第1 審査の対象

- 1 公営企業（法適用）
 - (1) 令和元年度 静岡市病院事業会計資金不足比率
 - (2) 令和元年度 静岡市水道事業会計資金不足比率
 - (3) 令和元年度 静岡市下水道事業会計資金不足比率
- 2 公営企業（法非適用）
 - (1) 令和元年度 静岡市簡易水道事業会計資金不足比率
 - (2) 令和元年度 静岡市農業集落排水事業会計資金不足比率
 - (3) 令和元年度 静岡市中央卸売市場事業会計資金不足比率
- 3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

- 1 公営企業（法適用）

令和2年7月3日から令和2年8月17日まで
- 2 公営企業（法非適用）

令和2年7月3日から令和2年8月17日まで

第3 審査の方法

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次の項目に主眼を置き審査した。

- 1 法令等に照らし資金不足比率の算定過程に誤りがないか。
- 2 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているか。
- 3 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類等が適正に作成されているか。

第4 審査の結果

審査に付された下記各事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であるものと認められた。

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
簡易水道事業会計	—	
農業集落排水事業会計	—	
中央卸売市場事業会計	—	

備考 資金不足比率の算定において、資金不足額がない場合は、「—」を記載した。

第5 各事業会計の資金不足比率の概要

資金不足比率とは、公営企業会計ごとにおける資金不足額の事業規模(料金収入の規模)に対する比率であり、資金不足額は、法適用の公営企業においては流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として算定され、また、法非適用の公営企業においては実質赤字額と事業規模で算定される。

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。なお、算定式の流動負債、流動資産、歳出額及び歳入額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律などにに基づき算出するものであり、各会計における決算数値とは必ずしも一致しない。

$$\text{資金不足比率 (法適用)} = \frac{\text{流動負債} - \text{流動資産}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{資金不足比率 (法非適用)} = \frac{\text{歳出額} - \text{歳入額}}{\text{事業規模}}$$

1 公営企業（法適用）

(1) 病院事業会計資金不足比率

病院事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△1,628,233	△1,447,523	△180,710
流動負債 a	1,494,463	1,575,501	△81,038
流動資産 b	3,122,696	3,023,024	99,672
事業規模 B	9,616,193	9,913,006	△296,813
資金不足比率 A/B	—	—	

病院事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△16億2,823万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

(2) 水道事業会計資金不足比率

水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△9,656,845	△10,359,054	702,209
流動負債 a	2,222,537	2,750,636	△528,099
流動資産 b	11,879,382	13,109,690	△1,230,308
事業規模 B	9,239,710	9,373,029	△133,319
資金不足比率 A/B	—	—	

水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△96億5,684万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

(3) 下水道事業会計資金不足比率

下水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△11,929,725	△12,037,067	107,342
流動負債 a	5,068,441	5,001,653	66,788
流動資産 b	16,998,166	17,038,720	△40,554
事業規模 B	15,170,087	14,713,976	456,111
資金不足比率 A/B	—	—	

下水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△119億2,972万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

2 公営企業（法非適用）

(1) 簡易水道事業会計資金不足比率

簡易水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：％ △印：負数又は減)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△9,378	△2,154	△7,224
歳出額 a	275,208	193,819	81,389
歳入額 b	284,586	195,973	88,613
事業規模 B	14,556	15,318	△762
資金不足比率 A/B	—	—	

簡易水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△937万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

(2) 農業集落排水事業会計資金不足比率

農業集落排水事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：％ △印：負数又は減)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△1,628	△1,615	△13
歳出額 a	326,006	302,263	23,743
歳入額 b	327,634	303,878	23,756
事業規模 B	47,897	47,112	785
資金不足比率 A/B	—	—	

農業集落排水事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△162万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

(3) 中央卸売市場事業会計資金不足比率

中央卸売市場事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：％ △印：負数又は減)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△40,003	△31,735	△8,268
歳出額 a	611,532	623,323	△11,791
歳入額 b	651,535	655,058	△3,523
事業規模 B	341,436	338,251	3,185
資金不足比率 A/B	—	—	

中央卸売市場事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△4,000万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

(注) 用語説明

【法適用企業】 地方公営企業法の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。

【法非適用企業】 地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの。経理事務は官庁会計方式により行われている。

